

## 山形県教育委員会告示第 18 号

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 11 条の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

令和 5 年 10 月 27 日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

- 1 登録年月日及び記号番号  
令和 5 年 10 月 19 日  
山形第 1 号
- 2 設置者の名称及び住所  
公益財団法人斎藤茂吉記念館  
上山市北町字弁天 1421 番地
- 3 名称  
斎藤茂吉記念館
- 4 所在地  
上山市北町字弁天 1421 番地